

# 生徒規則

本校は教育方針に示されている人間の育成を目指し、生徒に健全な学校生活・社会生活を送ってもらうことを目的に生徒規則を定める。また、生徒が他人に迷惑をかけることなく、安全にかつ安心して学校生活を送ることができるように、生徒規則を定める。

## 第一章 あいさつ・社会的マナーについて

1. あいさつや社会的マナーを身につけることは社会生活を送るうえで、基本的なことからである。来客・教師へのあいさつはもちろんのこと、生徒間でのあいさつの励行に努めること。また、常に周りへのマナーを忘れずに生活するよう心掛けること。

## 第二章 服装・頭髪等

1. 身だしなみを整えることは社会生活を送るうえで、基本的なことからである。高校生としてふさわしい服装・頭髪を心掛けて学校生活を送ること。ただし、高校生としてふさわしい服装とは、進学・就職の面接で通用する服装・頭髪を基準とする。社会に出たときに、その場に合った服装・頭髪を自分で考えて決定することができるよう、自身の身だしなみについてよく考えて学校生活を送ること。
2. 制服は本校指定のものとし、以下の点を遵守する。なお、6月1日から9月30日までを夏服、それ以外の期間を冬服での通学とする。ただし、6月1日と9月30日を基準日として、それぞれ前後1か月を移行期間とし、冬服または夏服のいずれかで通学してもよい。

### 2 学年・3 学年

#### ア) 冬服の着用について

- ①制服を着用する。シャツ（学校指定）の第一ボタンをしめ、ネクタイ（学校指定）またはリボン（学校指定）を着用すること。また、ベスト（学校指定）、カーディガン（学校指定）の着用は自由とする。
- ②登下校の際は、ブレザーを着用すること。
- ③シャツ（学校指定）のすそは、必ずズボン（学校指定）もしくはスカート（学校指定）の下に入れる。
- ④ベルトは、色が黒か茶でバックルに装飾のないものとする。
- ⑤靴下は学校指定のソックスに準じた紺色のものを着用する。ただし、くるぶしよりも短い長さのものは認めない。また、スカートを着用している生徒は、式典時は学校指定のソックスを着用する。ストッキング、タイツを着用する場合は、色は黒かベージュとする。

#### イ) 夏服の着用について

- ①ブレザーを脱ぎ、シャツ（学校指定）、ポロシャツ（学校指定）を着用する。ベスト（学校指定）、カーディガン（学校指定）の着用は、自由とする。
- ②シャツ（学校指定）のすそは、必ずズボン（学校指定）もしくはスカート（学校指定）の下に入れる。
- ③ネクタイ（学校指定）、リボン（学校指定）の着脱は自由とする。ネクタイ（学校指定）、リボン（学校指定）をはずす場合のみ、シャツ（学校指定）の第一ボタンをはずしてもよい。
- ④ベルトは、色が黒か茶でバックルに装飾のないものとする。
- ⑤靴下は学校指定のソックスに準じた紺色のものを着用する。ただし、くるぶしよりも短い長さのものは認めない。また、スカートを着用している生徒は、式典時は学校指定のソックスを着用する。ストッキング、タイツを着用する場合は、色は黒かベージュとする。

ウ) 登下校に用いる外履きは、黒・茶色のローファー、または黒・紺・茶・白を基調としたスニーカーとする。なお、雪や雨の場合には華美でない長靴、ブーツの着用を認める。

エ) 登下校に用いる外履きは、歩行時の安全を考慮し、ヒールの高いものや厚底のものは認めない。

オ) 内履きは本校指定の運動靴とし、学年別の靴紐を使用すること。

## 1 学年

### ア) 冬服の着用について

- ①制服を着用する。シャツ（学校指定）の第一ボタンをしめ、ネクタイ（学校指定）またはリボン（学校指定）を着用する。ただし、式典時はストライプのネクタイ（学校指定）、またはストライプのリボン（学校指定）を着用する。また、ベスト（学校指定）、カーディガン（学校指定）の着用は、自由とする。
- ②登下校の際は、ブレザーを着用すること。
- ③シャツ（学校指定）のすそは、必ずズボン（学校指定）もしくはスカート（学校指定）の下に入れる。
- ④ベルトは、色が黒か茶でバックルに装飾のないものとする。
- ⑤靴下は学校指定のソックスに準じた紺色のものを着用する。ただし、くるぶしよりも短い長さのものは認めない。また、式典時は学校指定のソックスを着用する。ストッキング、タイツを着用する場合は、色は黒かベージュとする。

### イ) 夏服の着用について

- ①ブレザーを脱ぎ、シャツ（学校指定）、ポロシャツ（学校指定）、セーラーブラウス（学校指定）のいずれかを着用する。ベスト（学校指定）、カーディガン（学校指定）の着用は、自由とする。
  - ②シャツ（学校指定）のすそは、必ずズボン（学校指定）もしくはスカート（学校指定）の下に入れる。
  - ③ネクタイ、リボンの着脱は自由とする。ネクタイ、リボンをはずす場合のみ、シャツの第一ボタンをはずしてもよい。
  - ④ベルトは、色が黒か茶でバックルに装飾のないものとする。
  - ⑤靴下は学校指定のソックスに準じた紺色のものを着用する。ただし、くるぶしよりも短い長さのものは認めない。また、式典時は学校指定のソックスを着用する。ストッキング、タイツを着用する場合は、色は黒かベージュとする。
- ウ) 登下校に用いる外履きは、黒・茶色のローファー、または黒・紺・茶・白を基調としたスニーカーとする。なお、雪や雨の場合には華美でない長靴、ブーツの着用を認める。
- エ) 登下校に用いる外履きは、歩行時の安全を考慮し、ヒールの高いものや厚底のものは認めない。

オ) 内履きは本校指定の運動靴とし、学年別の靴紐を使用すること。

### 3. 頭髪等の身だしなみはあくまで質素・清潔を旨とし、以下の点を遵守する。

#### ア) 頭髪

- ①脱色、染色、パーマ、著しい変形頭髪を禁止する。
- ②見苦しくないように整える。
- ③華美でないヘアゴム等の使用を認める。ヘアゴムは色が黒、紺、茶で装飾のないもの、ピンは色が黒で装飾のないものとする。

イ) 化粧、付け爪、マニキュアを一切禁止する。

ウ) ピアス（透明ピアスを含む）、イヤリング、指輪、ネックレス、ブレスレット、髪飾り等の装飾品を一切禁止する。

エ) 入れ墨（タトゥー）の類は、一切禁止する。

オ) カラーコンタクトの着用を禁止する。

### 4. 体育授業時は定められた服装とする。

## 第三章 通学

### 1. 自転車通学について

- ア) 自転車による通学は必ず学校に届け出ること。
- イ) 自転車には学校指定のステッカーを貼付すること。
- ウ) 自転車通学者は交通法規を守ること。
- エ) 自転車は所定の場所に駐輪すること。

### 2. 生徒が運転する原付・自動二輪・自動車による通学、又はそれらに同乗しての通学は認めない。また、教育活動全般における全ての場所への移動も同様とする。

## 第四章 校内生活

1. 自覚の有無に関わらず、他人の心身を傷つけるような言動は厳に慎むこと。
2. 始業10分前までに登校し、授業準備をするよう努めること。
3. 校内では、指定の内履きを着用すること。
4. 貴重品は原則、学校へは持ってこない。やむを得ず持参した場合は自分で責任を持って管理するか、教職員に預けること。
5. 携帯電話の取り扱いについて
  - ア) 授業(SHR含む)前に電源を切り、授業中に着信音・振動音が鳴らないように設定すること。
  - イ) 授業中は携帯電話の一切の操作を禁止する。
  - ウ) 授業以外の時間帯でも、校舎内での通話をしないこと。
6. 休み時間は外出を禁止する。
7. デバイスの不適切な使用を禁止する。
8. 単位認定試験においては注意事項を遵守し、不正行為を行わないこと。

## 第五章 出欠席

1. 欠席・遅刻・早退の場合は、事前に連絡することを原則とするが、やむを得ない場合は事後にクラス担任に連絡をする。
2. 公欠・忌引きの種類、日数については、別に定める規定による。
3. 各授業とも授業開始時に入室していない場合は、欠課とする。

## 第六章 ボランティア活動・アルバイト・校外生活

1. 本校はボランティア活動、アルバイト等を積極的に奨励する。
2. アルバイトについて
  - ア) アルバイトは学校に届出をし、許可を得ること。
  - イ) 危険を伴う職種や風紀上好ましくない職種(夜間労働・風俗営業等)は許可しない。
3. パチンコ店等高校生に不適當な場所への出入りを禁止する。

## 第七章 生徒の表彰と懲戒

1. 学業・人物・ボランティア活動・その他について優秀な生徒、模範的な生徒については表彰することがある。
2. 法律や本校の生徒規則に違反した生徒については、その状況に応じて開志学園高等学校生徒指導部校内規定により、訓告・停学・退学等の措置をとることがある。

# 生徒規則（オンラインコース）

本校は教育方針に示されている人間の育成を目指し、生徒に健全な学校生活・社会生活を送ってもらうことを目的に生徒規則を定める。また、生徒一人一人が開志学園高等学校の生徒としての自覚と責任を持ち、他人に迷惑をかけることなく、安全にかつ安心して学校生活を送ることができるように、生徒規則を定める。

## 第一章 あいさつ・社会的マナーについて

1. あいさつや社会的マナーを身につけることは社会生活を送るうえで、基本的なことがらである。来客・教師へのあいさつはもちろんのこと、生徒間でのあいさつの励行に努めること。また、常に周りへのマナーを忘れずに生活するよう心掛けること。

## 第二章 服装・頭髪等

1. 高校生または社会人として常識ある服装・頭髪を心掛けること。
2. 体育授業時は運動に適した服装とし、必要に応じて外履きや内履きを準備すること。
3. 本校指定の制服を着用する場合は、下記記載の「制服規定・頭髪等規定」を遵守すること。

### 制服規定（抜粋）

制服は本校指定のものとし、以下の点を遵守する。なお、6月1日から9月30日までを夏服、それ以外の期間を冬服での通学とする。ただし、6月1日と9月30日を基準日として、それぞれ前後1か月を移行期間とし、冬服または夏服のいずれかで通学してもよい。

#### 2学年・3学年

- ア) 制服を着用する。シャツ（学校指定）の第一ボタンをしめ、ネクタイ（学校指定）またはリボン（学校指定）を着用すること。また、ベスト（学校指定）、カーディガン（学校指定）の着用は自由とする。
- イ) 登下校に用いる外履きは、黒・茶色のローファー、または黒・紺・茶・白を基調としたスニーカーとする。なお、雪や雨の場合には華美でない長靴、ブーツの着用を認める。

#### 1学年

- ア) 制服を着用する。シャツ（学校指定）の第一ボタンをしめ、ネクタイ（学校指定）またはリボン（学校指定）を着用する。ただし、式典時はストライプのネクタイ（学校指定）、またはストライプのリボン（学校指定）を着用する。また、ベスト（学校指定）、カーディガン（学校指定）の着用は、自由とする。
- イ) 登下校に用いる外履きは、黒・茶色のローファー、または黒・紺・茶・白を基調としたスニーカーとする。なお、雪や雨の場合には華美でない長靴、ブーツの着用を認める。

### 頭髪規定（抜粋）

- ア) 脱色、染色、パーマ、著しい変形頭髪を禁止する。
- イ) 化粧、付け爪、マニキュアを一切禁止する。
- ウ) ピアス（透明ピアスを含む）、イヤリング、指輪、ネックレス、ブレスレット、髪飾り等の装飾品を一切禁止する。
- エ) 入れ墨（タトゥー）の類は、一切禁止する。
- オ) カラーコンタクトの着用を禁止する。

## 第三章 通学

1. 自転車通学について
  - ア) 自転車による通学は必ず学校に届け出ること。
  - イ) 自転車には学校指定のステッカーを貼付すること。
  - ウ) 自転車通学者は交通法規を守ること。
  - エ) 自転車は所定の場所に駐輪すること。
2. 生徒が運転する原付・自動二輪・自動車による通学、又はそれらに同乗しての通学は認めない。また、教育活動全般における全ての場所への移動も同様とする。

## 第四章 スクーリングならびに単位認定試験での校内生活

1. 自覚の有無に関わらず、他人の心身を傷つけるような言動は厳に慎むこと。
2. 始業10分前までに登校し、授業準備をするよう努めること。
3. 校内では各自内履きを準備し、着用すること。
4. 貴重品は原則、学校へは持ってこない。やむを得ず持参した場合は自分で責任を持って管理するか、教職員に預けること。
5. 20歳以上であっても、校地内での喫煙・飲酒は禁止とする。
6. 携帯電話・スマートフォンの取り扱いについて
  - ア) 授業(SHR含む)前に電源を切り、授業中に着信音・振動音が鳴らないように設定すること。
  - イ) 授業中は携帯電話・スマートフォンの一切の操作を禁止する。
  - ウ) 授業以外の時間帯でも、校舎内での通話をしないこと。
  - エ) 授業中に限らず、SNS上での誹謗中傷、画像・映像の無断撮影や無断公開、アップロードを禁止する。
7. 学習用タブレット(iPad)の取り扱いについて
  - ア) 別に定める貸与規定に従い丁寧に使用すること。
  - イ) 授業で使用する場合は、担当教員の指示に従い適切に使用すること。
8. 休み時間は外出を禁止する。
9. 単位認定試験においては注意事項を遵守し、不正行為を行わないこと。

## 第五章 出欠席

1. スクーリングならびに単位認定試験時の欠課・欠席・遅刻・早退は認めない。
2. 公欠・忌引きの種類、日数については、事前に申し出ること。
3. 各授業とも授業開始時に入室していない場合は、欠課とする。

## 第六章 校外生活

1. アルバイトは、危険を伴う職種や風紀上好ましくない職種(夜間労働・風俗営業等)は許可しない。
2. パチンコ店等高校生に不相当と思われる場所への出入りを禁止する。

## 第七章 生徒の表彰と懲戒

1. 学業・人物・ボランティア活動・その他について優秀な生徒、模範的な生徒については表彰することがある。
2. 法律や本校の生徒規則に違反した生徒については、その状況に応じて開志学園高等学校生徒指導部校内規定により、訓告・停学・退学等の措置をとることがある。